

I 特定非営利活動促進法（NPO法）について

1 特定非営利活動促進法の目的

特定非営利活動促進法は、市民の自由な社会貢献活動を促進するため、簡易な手続で法人格を付与すること等を目的として、平成10年12月に施行されました。

その活動も、福祉・医療、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など様々な分野に広がっており、行政でも企業でもない新たな社会作りの担い手として、社会に着実に定着してきているところです。

時代とともに特定非営利活動法人を取り巻く環境は大きく変化していますが、特定非営利活動法人制度は、国民の多様化したニーズに効果的かつ機動的に応え、個々人の自己実現を活かすことができる仕組みとして、今後もますます重要な役割を果たすことが期待されています。

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とするものです。

2 法の概要

(1) 対象となる団体（法第2条、第12条）

この法により法人格を取得することが可能な団体は、「特定非営利活動」を行うことを主な目的とし、次の要件を満たす団体です。

- ① 営利を目的としないものであること^{※1}。
- ② 社員（社員総会で議決権を有する者^{※2}）の資格の得喪に関して、不当な条件をつけないこと。
- ③ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の1/3以下であること。
- ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- ⑤ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと。
- ⑥ 暴力団でないこと。暴力団又は暴力団員（構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）の統制の下にある団体でないこと。
- ⑦ 10人以上の社員（社員総会で議決権を有する者）がいること。

※1 営利を目的としないとは？

「営利を目的としない」とは、団体の構成員に対し利益を分配したり財産を還元したりすることを目的としないことをいいます。したがって、収益のある事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た利益は、特定非営利活動に充てなければなりません。

※2 社員とは？

組織には、人を中心とする組織である「社団」型の組織と、財産を中心とする「財団」型の組織があり、特定非営利活動法人は、人の組織として構成されている「社団」型の組織です。

このため、法でいう「社員」とは、「社団」の構成員の意味で、総会で議決権を有する者がこれに該当します。会社に勤務する人（会社員）という意味ではありません。

(2) 特定非営利活動とは（法第2条）

次の①と②のいずれにもあてはまる活動をいいます。

① 法の別表に掲げる活動に該当する活動

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動^{※3}

※3 北海道では、条例で定めた活動はありません。

② 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動

法人の活動によって利益を受ける者が特定されず、広く社会一般の利益となることをいいます。構成員相互の利益（共益）を目的とする活動や、特定の個人又は団体の利益（私益）を目的とする活動は、特定非営利活動ではありません。

(3) 法人設立の認証申請（法第10条）

所定の申請書に、法律に定められた必要書類^{※4}を添付して、所轄庁^{※5}に提出します。

所轄庁は、申請書の受理後、2週間の縦覧期間を経過した日から2か月以内に認証または不認証の決定を行います。設立の認証後、2週間以内に法務局において登記することによりNPO法人として成立することとなります。

※4 必要書類（下線は、縦覧される書類）

- 定款（3部）
- 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）（3部）
※うち2部は役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの
- 各役員の就任承諾及び誓約書の謄本（各1部） ○役員の住所又は居所を証する書面（各1部）
- 社員のうち10人以上の者の名簿（1部） ○確認書（1部） ○設立趣旨書（3部）
- 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（1部）
- 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（3部）
- 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（3部）

※5 所轄庁

北海道に主たる事務所を置く場合、所轄庁は北海道知事となり、提出先は道庁環境生活部道民生活課または各総合振興局・振興局環境生活課です。事前相談にも応じています。なお、札幌市のみに事務所を置く場合、所轄庁は札幌市長となり、提出先は札幌市です。

(4) 所轄庁による監督（法第41条～第43条）

この法では、NPO法人に対する監督について行政の関与を極力抑制し、情報公開を通じて広く市民の監督下におき、市民による緩やかな監視、あるいはこれに基づくNPO法人の自浄作用による是正を期待しています。

しかし、必ずしもこのような措置だけでは解決できない事態も予想されることから、最後の是正手段として、必要最小限度の所轄庁による監督規定が設けられています。

所轄庁は、NPO法人が法令等に違反した疑いがある場合には、業務や財産の状況を報告させたり、事務所に立ち入って帳簿、書類を検査できます。また、問題がある場合には期限を定めて改善命令を出すことができ、改善命令に従わない場合は認証を取り消すことができます。

3 法人格取得に伴うメリット及び義務

(1) 法人格取得に伴うメリット

- 銀行口座の開設、事務所の賃借、不動産の登記、電話の設置などの法律行為を行う場合、団体（法人）の名で行うことが可能となります。

法人格がない団体においては、様々な契約や登記を、代表者等の個人の名義で行う必要がありました。このため、名義人に対して課税がされたり、名義人が死亡した場合の相続の処理が難しくなったりといった問題が起きることがありました。団体がこの法律に基づいて法人格を取得すれば、そのような問題がなくなり、代表者と団体の法律上の責任が明確に区分されることとなります。

(2) 法人格取得に伴う義務

- 法人の運営や活動についての情報公開

NPO法人は、毎事業年度の事業報告書、貸借対照表、活動計算書、財産目録、役員名簿等の書類を所轄庁に提出するとともに、すべての事務所に備え置いて、社員及び利害関係人に閲覧させなければなりません。これらの書類は所轄庁においても一般に公開されます（法第28条、第29条）。

NPO法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することにより市民の信頼を得て、市民によって育てられていくべきであるとの考えに基づくものです。

- 役員

NPO法人には、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません（法第15条）。理事は法人を代表^{※6}し、その過半数^{※7}をもって業務を決定します（法第16条）。

役員の変更等があった場合は、所轄庁に届け出ることが必要となります（法第23条）。なお、役員は暴力団の構成員等はなれないなどの欠格事由（法第20条）のほか、親族の数（法第21条）、報酬を受ける者の数（法第2条）等に制限が設けられています。

※6 定款をもって、その代表権を制限することができます。

※7 定款において特別の定めを置くことができます。

- 納税

NPO法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは、一部例を挙げて説明します。

国税である法人税については、公益法人と同様に、法人税法に規定された収益事業^{※8}からの所得に対しては、課税されることとなります。

地方税も、収益事業から生じた所得に対しては、課税されます。また、法人住民税（均等割^{※9}）は、所得の有無にかかわらず原則として課税されます。

特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上は、収益事業とみなされることがあります。

※8 税法上の収益事業（法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項）

- 販売業、製造業その他下記の事業で、継続して事業場を設けて営まれるもの。
物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鋳業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業等、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

※9 均等割

地方税の法人住民税均等割は、地方公共団体に事務所等を有する法人について課税。

- 均等割の標準税率
道府県民税：2万円
市町村民税：5万円（市町村によって税額が異なります。詳細は事務所の
ある市町村にお問い合わせください。）

○ その他の事業の区分経理

NPO法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない範囲で、特定非営利活動に係る事業以外の事業（特定非営利活動に係る事業と関係のない物品の販売事業や、会員間の相互扶助のための福利厚生・共済等の事業などのこと。ただし、私益を目的とした事業は除く。）を行うことができます（法第5条）。

その他の事業で利益が生じたときは、特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。また、特定非営利活動に係る事業から区分して経理しなければなりません。

○ 法に沿った法人運営

年1回の社員総会開催（法第14条の2）、役員変更（法第23条）・定款変更時の所轄庁への届出・認証申請（法第25条、第26条）、会計の原則に従った会計処理（法第27条）、役員の変更登記などがあります（組合等登記令第2条）。

NPO法を含め民法等、他の法令の規定に従う必要があります。

○ 残余財産の帰属先の制限

NPO法人が解散した場合の残余財産は、他のNPO法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、国又は地方公共団体のいずれかに帰属させる必要があり、個人には分配されません（法第11条第3項、第32条）。

4 申請書類等の提出先

申請書類等の提出先は、

- ① 複数県に事務所を有する団体で、道内に主たる事務所を有する団体、又は複数の市町村に事務所を有する団体で、札幌市に主たる事務所を有する団体は、北海道環境生活部くらし安全局道民生活課
- ② 札幌市以外に主たる事務所を有する団体は、その地域を管轄する総合振興局・振興局保健環境部環境生活課としています。申請手続き等の問い合わせ先・窓口は7ページに掲載しています。

なお、次の市町村については、「北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例」により、特定非営利活動法人の設立の認証等に係る事務を権限移譲していますので、この各市町村にのみ事務所を有する団体については、当該市町村にお問い合わせください。

【権限移譲をしている市町村の所管窓口（令和3年（2021年）4月1日現在）】

総合振興局 又は振興局	市町村名	住所	電話番号
空知総合 振興局	美唄市市民部 生活環境課	〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1番1号	(直通) 0126-62-3142
	深川市企画総務部 総務課自治防災室	〒074-8650 深川市2条17番17号	(直通) 0164-26-2215
	南幌町 まちづくり課	〒069-0292 空知郡南幌町栄町3丁目2番1号	(代表) 011-378-2121
	由仁町 地域活性課	〒069-1292 夕張郡由仁町新光200番地	(代表) 0123-83-2112
	栗山町 経営企画課	〒069-1512 夕張郡栗山町松風3丁目252番地	(直通) 0123-73-7502
	浦臼町 総務課	〒061-0692 樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ183-15	(代表) 0125-68-2111
石狩振興局	恵庭市生活環境部 市民生活課	〒061-1498 恵庭市京町1番地	(代表) 0123-33-3131
	北広島市市民環境部 市民参加・住宅施策課	〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1	(代表) 011-372-3311
	石狩市環境市民部 広聴・市民生活課	〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2	(直通) 0133-72-3191
	当別町住民環境部 環境生活課	〒061-0292 石狩郡当別町白樺町58番地9	(直通) 0133-23-3209
	新篠津村 総務課	〒068-1192 石狩郡新篠津村第47線北13番地	(代表) 0126-57-2111
後志総合 振興局	島牧村 企画課	〒048-0621 島牧郡島牧村柏83-1	(直通) 0136-75-6212
	蘭越町 住民福祉課	〒048-1392 磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5	(直通) 0136-55-6437
	二セコ町 町民生活課	〒048-1595 虻田郡二セコ町字富士見47番地	(代表) 0136-44-2121
	倶知安町 総合政策課	〒044-0001 虻田郡倶知安町北1条東3丁目3	(直通) 0136-56-8001
	共和町 総務課	〒048-2292 岩内郡共和町南幌以38番地2	(代表) 0135-73-2011
	岩内町総務部 総務財政課	〒045-8555 岩内郡岩内町字高台134番地1	(代表) 0135-62-1011
胆振総合 振興局	苫小牧市総合政策部 協働・男女平等参画室	〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号	(直通) 0144-32-6156
日高振興局	日高町 企画財政課	〒059-2192 沙流郡日高町門別本町210番地の1	(直通) 01456-2-6181
	新ひだか町総務部 企画課	〒056-8650 日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号	(直通) 0146-49-0267
渡島総合 振興局	松前町 政策財政課	〒049-1592 松前郡松前町字福山248番地1	(代表) 0139-42-2275
	森町 総務課	〒049-2393 茅部郡森町字御幸町144番地1	(代表) 01374-2-2181

	八雲町 政策推進課	〒049-3192 二海郡八雲町住初町138番地	(直通) 0137-62-2300
檜山振興局	奥尻町 地域政策課	〒043-1498 奥尻郡奥尻町字奥尻806番地	(直通) 01397-2-3404
	今金町 まちづくり推進課	〒049-4393 瀬棚郡今金町字今金48番地の1	(代表) 0137-82-0111
	せたな町 まちづくり推進課	〒049-4592 久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1	(代表) 0137-84-5111
上川総合 振興局	旭川市市民生活部 市民活動課	〒070-8525 旭川市6条通9丁目	(直通) 0166-25-6012
	東川町 企画総務課	〒071-1492 上川郡東川町東町1丁目16番1号	(代表) 0166-82-2111
	美瑛町 総務課	〒071-0292 上川郡美瑛町本町4丁目6番1号	(直通) 0166-92-4316
	上富良野町 町民生活課	〒071-0596 空知郡上富良野町大町2丁目2番11号	(直通) 0167-45-6985
	下川町 政策推進課	〒098-1206 上川郡下川町幸町63番地	(代表) 01655-4-2511
留萌振興局	苫前町 総合政策室	〒078-3792 苫前郡苫前町字旭37番地1	(直通) 0164-64-2040
宗谷総合 振興局	稚内市まちづくり政策部 企画総務部企画調整課	〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号	(直通) 0162-23-6387
	猿払村 企画政策課	〒098-6232 宗谷郡猿払村鬼志別西町172番地1	(直通) 01635-2-3132
	利尻町 総務課	〒097-0401 利尻郡利尻町字沓形緑14番地1	(代表) 0163-84-2345
	利尻富士町 総務課	〒097-0101 利尻郡利尻富士町鷺泊字富士野6番地	(直通) 0163-82-1112
オホーツク 総合振興局	紋別市 市民生活部市民協働課	〒094-8707 紋別市幸町2丁目1番18号	(代表) 0158-24-2111
	遠軽町民生部 住民生活課	〒099-0492 紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1	(直通) 0158-42-4812
十勝総合 振興局	鹿追町 企画財政課	〒081-0292 河東郡鹿追町東町1丁目15番地1	(直通) 0156-66-4032
	清水町 町民生活課	〒089-0192 上川郡清水町南4条2丁目2番地	(直通) 0156-62-1151
	芽室町 魅力創造課	〒082-8651 河西郡芽室町東2条2丁目14番地	(直通) 0155-62-9721
	広尾町 企画課	〒089-2692 広尾郡広尾町西4条7丁目1番地	(直通) 01558-2-0184
	幕別町住民福祉部 住民生活課	〒089-0692 中川郡幕別町本町130番地1	(直通) 0155-54-6602
	浦幌町 まちづくり政策課	〒089-5692 十勝郡浦幌町字桜町15番地6	(直通) 015-576-2112
根室振興局	根室市総合政策部 総合政策室	〒087-8711 根室市常盤町2丁目27番地	(代表) 0153-23-6111
	標津町 企画政策課	〒086-1632 標津郡標津町北2条西1丁目1番3号	(代表) 0153-82-2131

【道の申請手続き等の問い合わせ先・窓口】

環境生活部くらし安全局 道民生活課	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁本庁舎 12階 (代表) 011-231-4111 (内線24-159) / (直通) 011-204-5095
空知総合振興局 保健環境部環境生活課	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目 (直通) 0126-20-0040
石狩振興局 保健環境部環境生活課	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館4階 (直通) 011-204-5820
後志総合振興局 保健環境部環境生活課	〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 (直通) 0136-23-1351
胆振総合振興局 保健環境部環境生活課	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 (直通) 0143-24-9572
日高振興局 保健環境部環境生活課	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号 (直通) 0146-22-9251
渡島総合振興局 保健環境部環境生活課	〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号 (直通) 0138-47-9435
檜山振興局 保健環境部環境生活課	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336番地3 (直通) 0139-52-6491
上川総合振興局 保健環境部環境生活課	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目 (直通) 0166-46-5923
留萌振興局 保健環境部環境生活課	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2 (直通) 0164-42-8430
宗谷総合振興局 保健環境部環境生活課	〒097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 (直通) 0162-33-2923
オホーツク総合振興局 保健環境部環境生活課	〒093-8585 網走市北7条西3丁目 (直通) 0152-41-0627
十勝総合振興局 保健環境部環境生活課	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目 (直通) 0155-27-8526
釧路総合振興局 保健環境部環境生活課	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 (直通) 0154-43-9151
根室振興局 保健環境部環境生活課	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地 (直通) 0153-24-5580

※ 札幌市のみならず事務所を置く場合、提出先は札幌市になります。
提出する書類の種類や部数、作成方法につきましては、下記までお問い合わせ願います。

【札幌市の申請手続き等の問い合わせ先・窓口】

札幌市市民文化局 市民自治推進室市民活動促進担当課	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 (直通) 011-211-2964
------------------------------	--